

## 5. 公印管理規程

三菱製紙健康保險組合

## 公 印 管 理 規 程 目 次

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 第 1 条 (目 的) .....         | 3 頁 |
| 第 2 条 (印章の種類および規格等) ..... | 3 頁 |
| 第 3 条 (押印の行使) .....       | 3 頁 |
| 第 4 条 (印章の保管) .....       | 3 頁 |
| 附 則 .....                 | 3 頁 |
| 別 表 1. ....               | 3 頁 |

第1条（目 的）

三菱製紙健康保険組合（以下「組合」という。）が使用する印章及びその取扱については、この規程の定めるところによる。

第2条（印章の種類および規格等）

印章の種類、規格およびその管理責任者は、別表のとおりとし、その員数は各1個とする。

第3条（押印の行使）

印章は、外部発送の文書、証書又は資金の出納管理上等押印の必要のある場合に管理責任者自らこれを行使するものとする。

第4条（印章の保管）

印章は、鍵のかかる容器（通称 鍵箱）に納めて、一定の場所にこれを厳重に保管するものとする。

附則

- ・この規程は平成16年8月1日から施行する。
- ・条文中の「管理者」を「管理責任者」に改正し、別表1の「管理者」を「管理責任者」に又「事務長」を「常務理事」に改正し、平成23年8月1日から施行する。
- ・新旧対照表の通り改め、平成28年8月1日から施行する。

（別表1）

| 種類（印章名）       | 規 格                             | 管理責任者 |
|---------------|---------------------------------|-------|
|               | （寸 法）<br>（印刻文字）                 |       |
| 組 合 印         | 2.1×2.1センチ角<br>三菱製紙健康保険<br>組合之印 | 常務理事  |
| 理 事 長 印       | 1.5センチ丸<br>三菱製紙健康保険<br>組合理事長印   | 〃     |
| 被 扶 養 者 認 定 印 | 1.0×0.7センチ角<br>三菱製紙健康保険<br>組合之印 | 〃     |